

# 旭川市立小・中学校における教育活動の再開に向けて

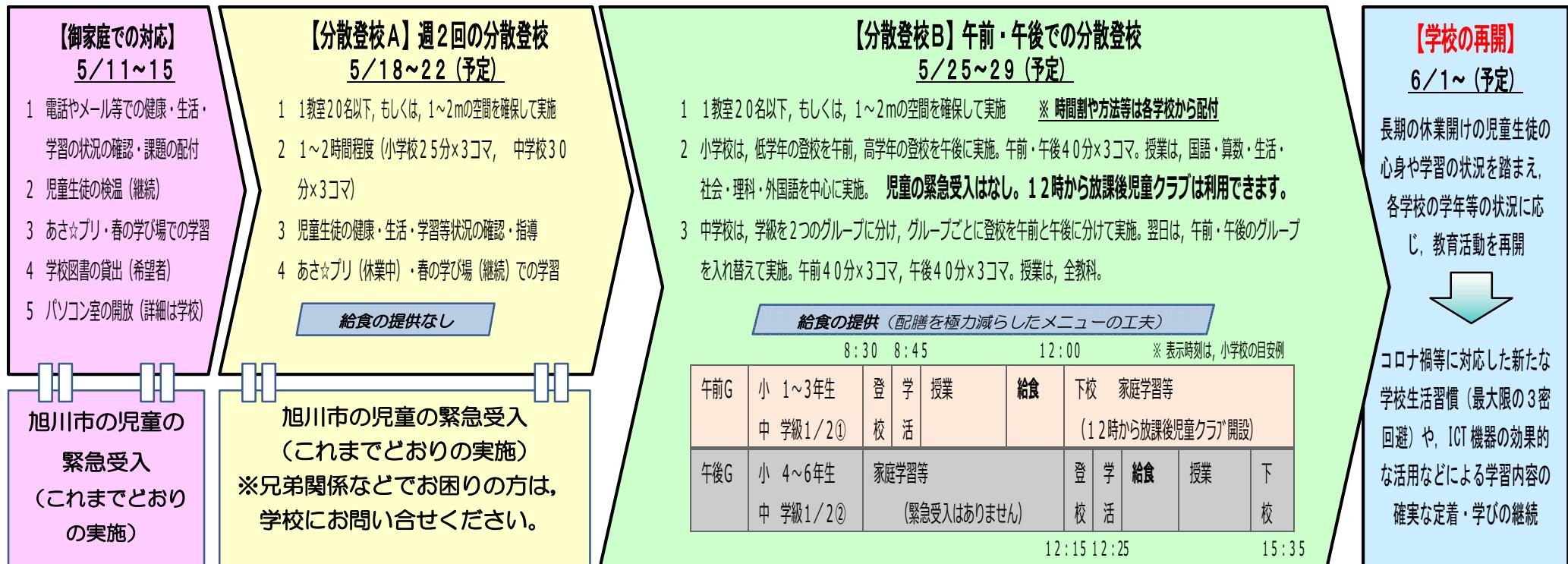
令和2年5月13日  
旭川市教育委員会

## ー保護者の皆様へー

2月末から今日まで学校教育に関わり多大なる御負担をおかけしております。また、その間の対応や教育活動について深い御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。さて、国の緊急事態宣言の延長を受け、北海道からは5月末までの学校の臨時休業が要請され、本市においても全道一丸となった取組として同様の措置を行うこといたしました。一方、長期の休校による児童生徒の心身や学習の状況等への心配もあり、国からは、学校の再開について、「学校での感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、今後も通学は困難であり、分散登校などにより、学校の感染を可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、再開に向けての取組を進めていく」との考えが示されました。

旭川市においても予断を許さない状況であります。北海道等の要請や本市の状況を踏まえつつ、市や学校等と連携し、児童生徒の生活リズムの確立や健康の保持増進を図るとともに学びが止まることがないよう、3密の回避に最大限配慮した分散登校などの取組により、段階的に教育活動に取り組んでまいります。今後も依然、先行きが不透明であり、まだまだ十分な教育活動を行うことは難しい状況ではありますが、学校と共に、まずは児童生徒の心身のケアや学習の定着を図る取組について、児童生徒の心身の負担等に配慮するとともに、可能な限り先を見通し、計画的に教育活動を進めてまいりますので御理解と御協力をお願いします。なお、実施にかかる詳しい内容につきましては、学校から連絡いたします。

教育活動を再開するための段階的な取組（見通し）※先を見通すことは困難なことから、以下の取組は、状況等により進んだり戻ったりすることもあります。



御不明な点がございましたら、お子様の学校または旭川市教育委員会教育指導課（電話 25-7594）までお問い合わせください。